「稼働率の考え方」の標準化について

1 稼働率把握の範囲

①施設全体と②部屋毎の双方で、以下の条件での算出が可能となるようにする。

区分なし(全体) 平日、土日祝日別 С В 時間帯別(午前、午後、夜間) 平日の稼働率 土日祝日の稼働率 午前 午後 夜間 午前 午後 夜間 平日の稼働率 土日祝日の稼働率 全体の 部屋の 施設名 部屋名 稼働率 午前 午後 夜間 午前 午後 夜間 〇〇集会所 集会室1 平日の稼働率 土日祝日の稼働率 部屋の 部屋名 稼働率 午前 午後 夜間 午前 午後 夜間 集会室2 部屋の 平日の稼働率 土日祝日の稼働率 部屋名 稼働率 午前 午後 夜間 午前 午後 夜間 和室

範囲①A 施設全体の稼働率

範囲①B 施設全体の平日、土日祝日別稼働率

範囲①C 施設全体の平日、土日祝日別かつ時間帯別稼働率

範囲②A 部屋毎の稼働率

範囲②B 部屋毎の平日、土日祝日別稼働率

範囲②C 部屋毎の平日、土日祝日別かつ時間帯別稼働率

- ※ 保育室のように、一般的な貸し部屋と異なるものは、施設全体の稼働率(範囲①)は含まない。
- ※ 大規模ホールと会議室等緒室を有する施設(練馬文化センター、ゆめりあホールなど)については、ホールの稼働率と会議室等緒室の稼働率は個別に算出する。
- ※ その他、特別な扱いをする必要がある施設(部屋)については個別に算出する。

2 稼働率の定義

(A) 区民利用施設における稼働率の定義は以下の通りとする。

稼働率= (B)利用された時間数 (C)利用可能時間数

(A)区民利用施設

▶ 稼働率を把握すべき区民利用施設は、原則として団体または個人へ時間を区切って部屋を貸し出す施設とする。

(B)利用された時間数

- ▶ 利用された時間数を、午前8時から1時間単位でカウントする。
 - ※ 時間枠を設定している施設について、例えば「午前枠」を 8:00~12:00 と設定しており、その枠の利用があった場合、枠数としては「1」となるが、 稼働率の算出にあたっては分母、分子とも「4」とカウントする。
- ▶ 「区民への貸し出しをした」「区が公用利用をした(例:区が打ち合わせのために利用した。)」「施設が事業を実施した(例:指定管理者が自主事業を実施した。)」「団体利用がない時間帯に個人へ開放した」など、利用主体を問わず利用があった時間帯をカウントする。
- ▶ 利用の予約があったがキャンセルとなった場合などはカウントしない。(その時間帯は理論上「利用可能時間」となる為)
 - ※ 枠で貸し出し、時間いっぱい利用しなかった場合、枠の時間数をカウントする(その枠の時間は占用することとなる為)。

例えば、 $8:00\sim12:00$ 枠の利用において、実際の利用時間は $9:00\sim11:00$ であった場合、 $8:00\sim12:00$ の利用として「4」とカウントする。

(C)利用可能時間数

- ▶ 区民へ貸し出し可能な時間を、午前8時から1時間単位でカウントする。
- ▶ 施設の都合により貸し出しができなかった時間(休館日、館内整理の為貸し出ししない時間帯、設備の不具合・点検等の為の閉館、貸し出しを実施していない時間帯など)はカウントしない。